

# 令和6年度南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金 申請手続きについて

## 1. 申請対象・要件等

- 1) 申請者は下記要件を満たす事業所を運営する法人になります。
- 2) 交付申請の対象事業所・要件は下記(1)、(2)に該当する事業所になります。

### (1) 対象事業所

南丹市内において介護保険サービス又は障害福祉サービスを行う事業所のうち、令和7年1月1日時点で事業所登録があり、令和7年1月1日時点において現に稼働している事業所

※複数のサービスを一体的に運用していると認められる場合は1事業所として取扱います(介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている場合であって、同一の従業者によりサービスを提供していると認められる場合を含む)。

### (2) 要件

上記事業所を運営している法人において、令和5年度決算額と令和2年度決算額(令和2年度決算額がない法人については令和3年度)を比較して価格高騰の影響を受けていること。

※令和5年度以降に開設した事業所については、物価高騰の影響を受けていることが分かる資料(任意資料)を添付してください。

## 2. 交付金の額

- 1) 入所系事業所：@15,000円×定員数
- 2) 通所系事業所：@7,000円×定員数
- 3) 訪問系事業所：30,000円

※法人内の対象事業所について、事業所ごとの交付上限額の合計と、光熱費及び燃料費について、令和5年度決算額から令和2年度(令和2年度決算額がない法人については令和3年度)決算額を差し引いた額を比較して低い方の額が交付金の上限額となります。

## 3. 交付金申請に必要な書類

- 1) 南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 2) 南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付申請額計算書(様式第2号)

## 4. 申請受付期間等

- 1) 申請受付期間：令和7年3月28日(金)から4月4日(金)まで
- 2) 申請先：
  - (1) 介護保険サービス事業所を運営する法人→南丹市役所 高齢福祉課
  - (2) 障害福祉サービス事業所を運営する法人→南丹市役所 社会福祉課

## 5. 交付金の支払いについて

提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）と南丹市福祉事業所物価高騰対策支援交付金請求書（様式第4号）を送付します。請求書に必要事項を記入し、提出いただいた後、指定口座に当該交付金を振り込みます。本交付金は、予算の範囲内で交付します。

## 6. 証拠書類の保管について

本交付金に係る下記の証拠書類について、交付金の受領日から5年間は保存してください。なお、必要に応じて証拠書類の提示・提出等を求めることがありますので、常に対応できるようにしておいてください。

- ①交付申請関係書類
- ②本交付金の算出根拠となる収入及び支出等に関する証拠書類

## 7. 問い合わせ先

- 1) 介護保険サービス事業所関係  
南丹市福祉保健部高齢福祉課 電話 0771-68-0006 担当：松本、竹野
  
- 2) 障害福祉サービス事業所関係  
南丹市福祉保健部社会福祉課 電話 0771-68-0007 担当：田中、川口